

学校いじめ防止基本方針

&

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



令和5年 4月 施行

北海道おといねっぴ美術工芸高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道おといねっぴ美術工芸高等学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

■ 「学校いじめ防止基本方針」

(第13条) 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

(第22条) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第二条)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

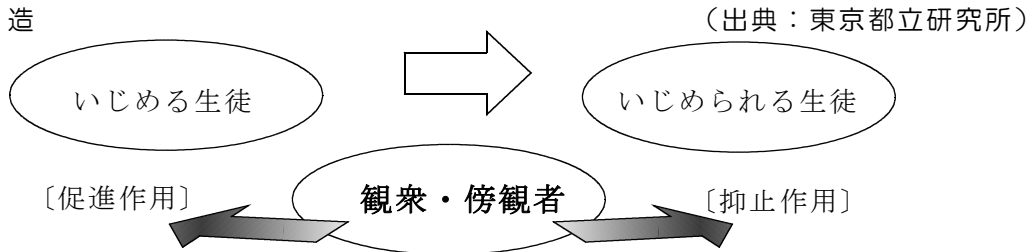
- *ポイント1: 「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。
- *ポイント2: 「影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- *ポイント3: 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。
- *ポイント4: 「けんか」や「ふざけ合い」などに潜む、表に現れにくい心理的な被害も見逃さない。
- *ポイント5: 排他的な感情や自己中心的感情を抱く生徒の心理状況を分析した指導。
- *ポイント6: インターネットを通じたいじめなど、本人の気付いていない中で誹謗中傷が行われ、本人が心身の苦痛を感じるに至らない場合も、いじめと同様に対応する。
- *ポイント7: 生徒が互いに多様性(例: 性的マイノリティ、多様な背景を持つ生徒)を認め、互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成をはかるため、学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめに対する基本的な考え方（認識）

- ・「いじめ」は、「人権に関わる重大な問題」、「卑怯な行為」。
- ・「いじめ」は、「どんな理由があろうとも許されるものは一切ない」。
- ・「いじめ」は、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」。
- ・「いじめ」の「未然防止・早期発見・初期対応」に努める。

(3) いじめの構造と動機

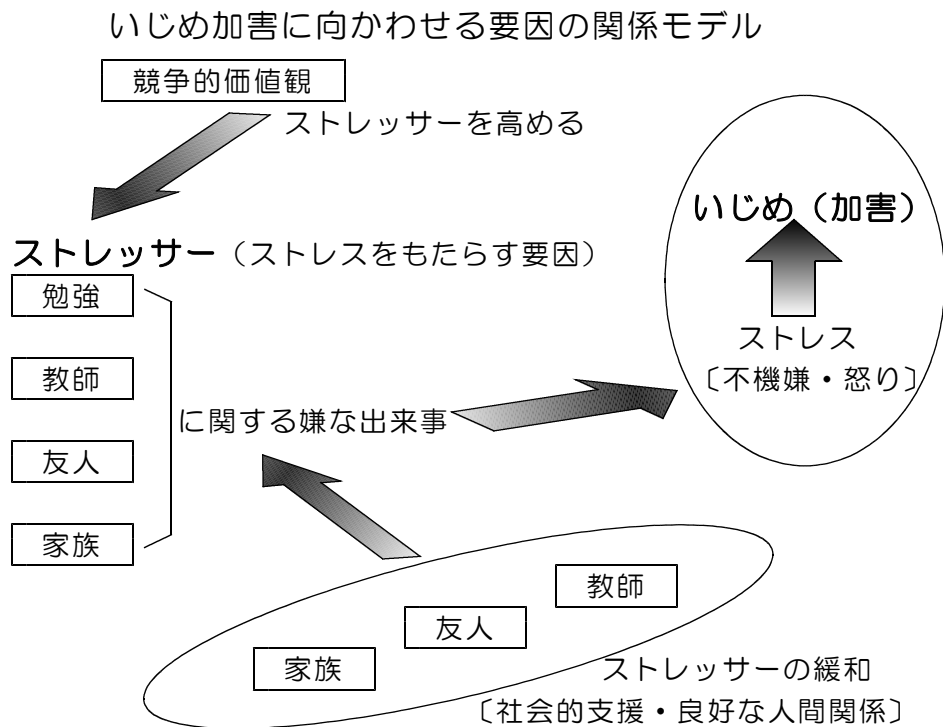
① 構造



② 動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

参考例：いじめの背景にあるストレス等の要因（出典：国立教育政策研究所）



(4) いじめの態様の具体

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止の指導体制（組織的対応）

- (1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）・・・・・・・・別紙1
- (2) 重大事態組織対応（いじめを認知した場合の対応）・・・・・・・・別紙2

4 いじめの予防

- (1) 教育指導の充実
 - ・規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり
 - ・ボランティア活動
- (3) 教育相談の充実
 - ・随時面談、スクールカウンセラーの活用
- (4) 人権教育の充実
 - ・教科指導を通じた人権意識の啓発
 - ・講演会
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるモラル教育
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・授業公開、行事公開、HPでの教育活動の公開
- (7) 居場所づくり、絆づくり
 - ・授業や特別活動等において、どの生徒も成就感を味わえる場面づくり
 - ・主体的に取り組む共同的な活動をとおして自己有用感を感じる集団づくり
 - ・寮生活において、相互支援の意識を醸成する。
 - ・教職員や寮職員と、生徒との信頼関係の深化をすすめる。

5 いじめの早期発見

(1) いじめ発見

いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

- (2) 「いじめられている生徒」と「いじている生徒」のサインの察知・・・・別紙3、4
- (3) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置、生徒や保護者への周知

- (4) 定期的調査の実施
 - ・「いじめ」アンケート（年間に3回前後）
- (5) 情報共有、対応策の策定
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握、指導
 - ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる
- ・継続的な指導を約束する

② 「いじている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

① 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・継続的な指導を約束する
- ・苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

- ② 「いじめている生徒」の保護者に対して
事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
また、いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを理解してもらう

- ③ 保護者同士が対立する場合など
教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・慎重さも大切だが、時間をおかない
- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

- ① 音威子府村教育委員会および北海道教育委員会との連携
- ・関係生徒への支援・指導や保護者への対応についての助言
 - ・関係機関との調整
- ② 警察との連携
- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合の相談 助言 対応
 - ・犯罪等の違法行為がある場合の相談 助言 対応
- ③ 福祉関係機関との連携
- ・家庭での養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
- ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する。

※ 犯罪行為

(2) ネットいじめの予防

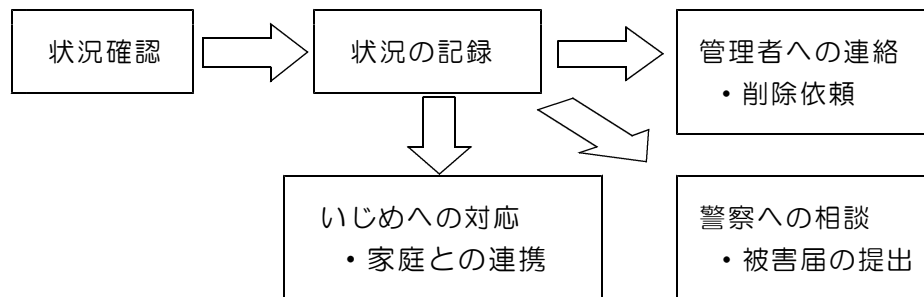
- ① 保護者への啓発
- ・フィルタリングの推進
 - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
- 教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第二十八条）

「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などが該当する。

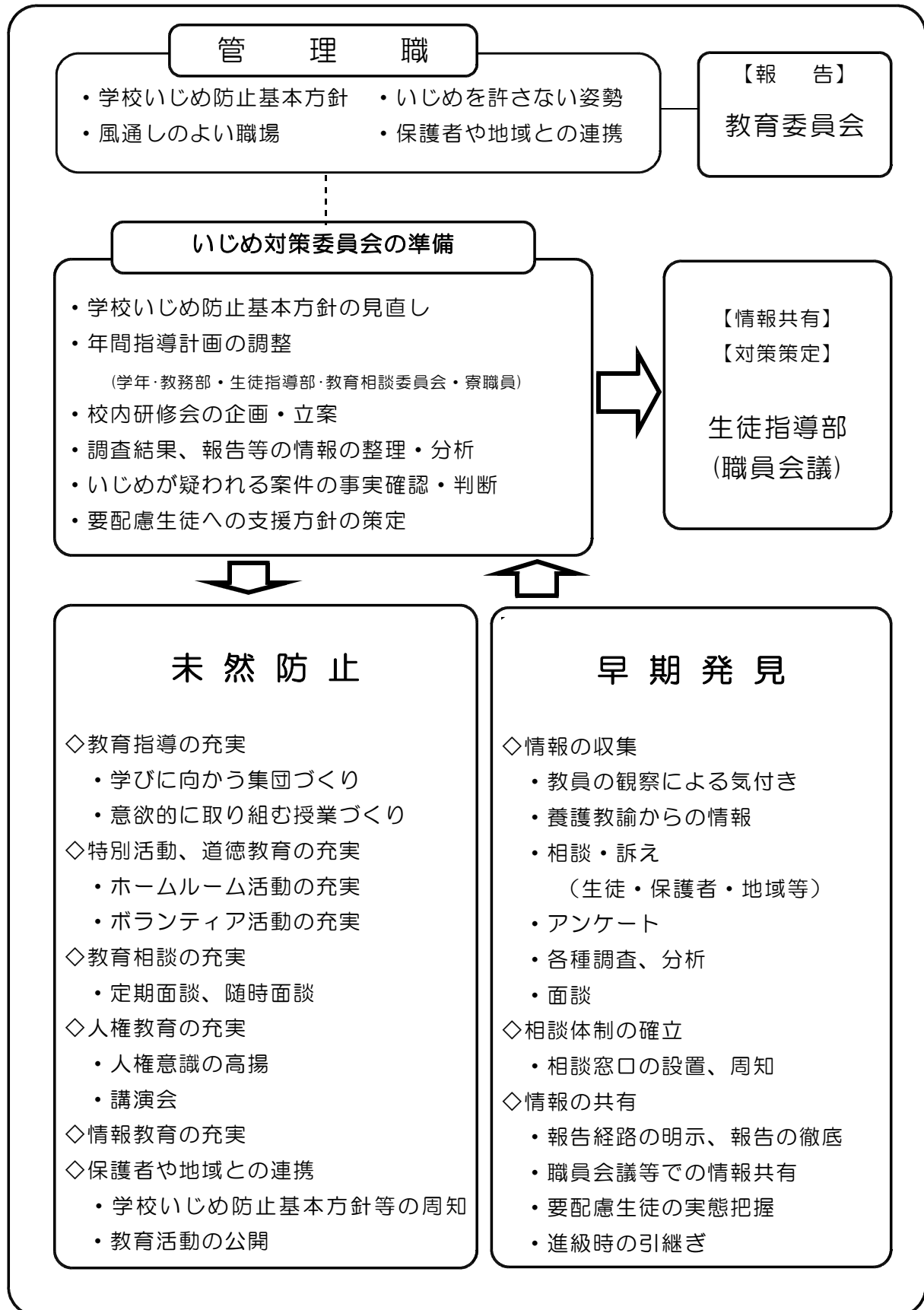
「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とは、

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

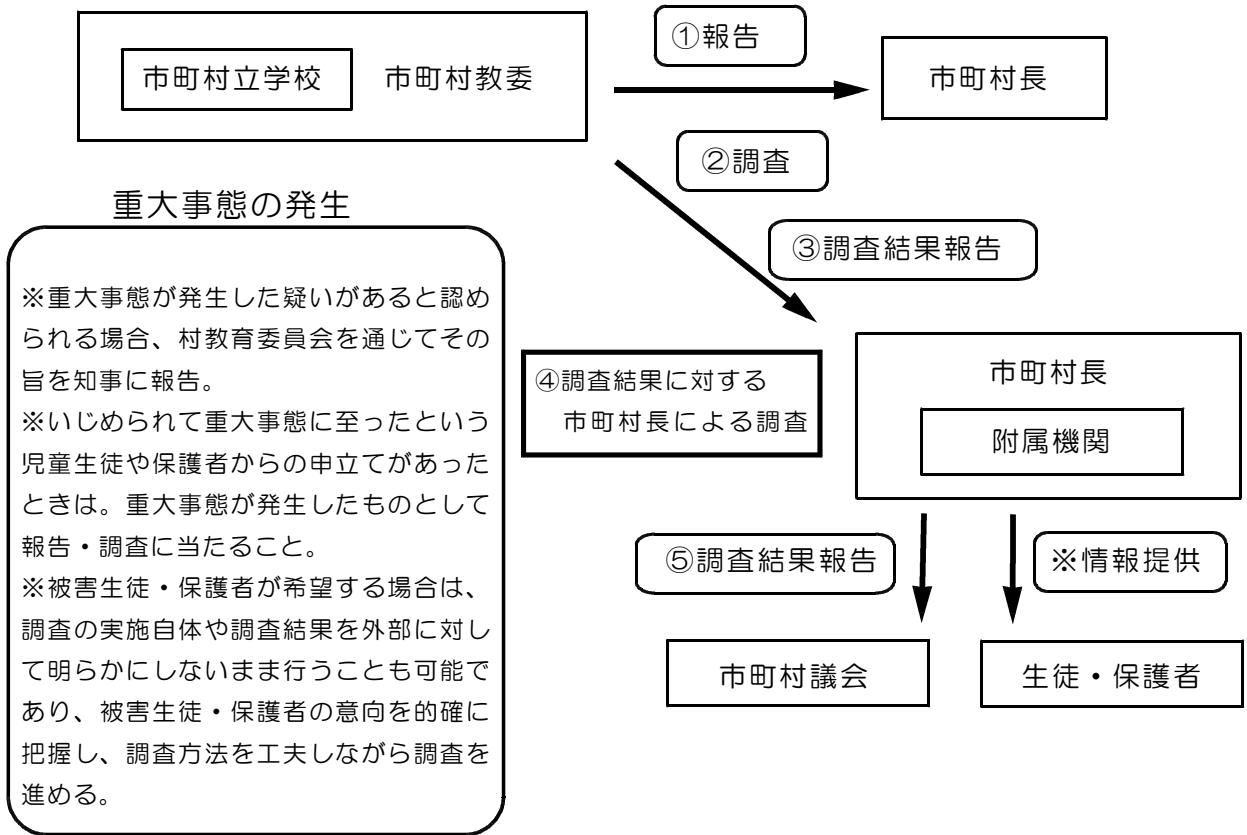
(2) 重大事態時の報告・調査協力

- ① 村教委および道教委への報告
- ② 村教委と協議の上で、道教委設置の緊急調査組織の協力依頼
- ③ 管内支援チーム・関係機関への支援要請

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



重大事態時の発生と調査



1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れて、期限に遅れる。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。 <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある。 <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出ない。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。 <input type="checkbox"/> 成績が下がる。
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。 <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。 <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。